（一関工業高等専門学校名誉教授）　佐藤　拓郎
瑞宝小綬章を授ける

森山　峻介
瑞宝双光章を授ける

外賀　忠司
瑞宝単光章を授ける（以上七月十四日）

伊藤　貢
瑞宝双光章を授ける（七月十五日）

（海上保安官）　後地　泰三宏
瑞宝双光章を授ける（各通）

竹澤　隆三　服部　泰三
大原啓治郎
瑞宝単光章を授ける（以上七月十八日）

皇室事項

御答信

天皇陛下から六月十五日スロバキア国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、七月二十八日御答信があつた。

天皇陛下及び王妃殿下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答信があつた。

天皇陛下から七月十四日モロッコ国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二日イスラエル国大統領閣下から五月二十三日御答信があつた。

御答電

天皇陛下から七月二十二日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十八日御答電があつた。

官庁報告

官庁事項

海上保安庁防災業務計画の修正要旨の公表について

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十六条第一項の規定に基づき、海上保安庁防災業務計画を修正したので、同条第一項の規定に基づき、海上保安庁防災業務計画の修正の要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年八月十三日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

一　海上保安庁防災業務計画の修正について

本年一月に防災基本計画が修正されたこと等に伴い、海上保安庁防災業務計画を修正した。

二　修正の要旨

修正を行つた。

平成二十六年七月三十日

公告

諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人小林勝敏の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年８月13日　旭川地方法務局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　ファイナンスアカデミー株式会社

２．住所　愛知県名古屋市中村区名駅五丁目33番21号　アクアタウン納屋橋602号室

３．代表者の氏名　大嶋　剛生

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号東海財務局長（金商）第152号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年２月12日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて東海財務局理財部証券監督課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成26年８月13日

東海財務局長　長谷川浩一

国営小阪部川土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営小阪部川土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年８月13日

農林水産大臣　林　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営小阪部川土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

岡山県岡山市北区、同市南区、倉敷市、総社市及び都窪郡早島町各事務所

国営香川用水二期土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営香川用水二期土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年８月13日

農林水産大臣　林　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営香川用水二期土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

香川県高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、木田郡三木町、綾歌郡宇多津町、同郡綾川町、仲多度郡琴平町、同郡多度津町及び同郡まんのう町各事務所

国営南予用水土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営南予用水土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成26年８月13日

農林水産大臣　林　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営南予用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

愛媛県宇和島市、八幡浜市、西予市及び西宇和郡伊方町各事務所

国営大和紀伊平野土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営大和紀伊平野土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。